

解禁指定あり

平成31年1月10日
静岡国道事務所・藤枝警察署・藤枝市

ゴミのポイ捨て対策を①谷稲葉ICで行います

～静岡国道・藤枝警察署・藤枝市が合同でパトロール・啓発活動等を実施！～

国道1号谷稲葉ICでは、道路上でのゴミのポイ捨てが多く、ゴミの回収等を行っていますが、ゴミのポイ捨ては減らず、対応に苦慮しています。

そこで、静岡国道事務所の採用1～4年目の若手職員によるプロジェクトチームを結成し、谷稲葉ICのゴミのポイ捨て状況調査^{*}を行い、ゴミを捨てられた箇所の傾向を分析の上、「谷稲葉ICのゴミのポイ捨て対策」を策定しました（別紙1～3参照）。

1月17日の合同パトロール及び合同啓発活動をスタートとして、静岡国道・藤枝警察署・藤枝市が連携の上、「谷稲葉ICのゴミのポイ捨て対策」を実施していきます。

※谷稲葉ICのゴミのポイ捨て状況調査の結果

（調査対象：谷稲葉IC上り（静岡市）方面オンランプで、H30.9.27～10.9及び10.18～10.31の間に捨てられたゴミ）

ペットボトル・空き缶226本、弁当・パン等の空き容器94個、レジ袋ゴミ73個など合計509個

■ 実施内容

○ 合同パトロール及び合同啓発活動

日 時：平成31年1月17日（木）10時～

機 関：静岡国道事務所、藤枝警察署及び藤枝市

内 容：1）3機関連名の啓発看板の現地設置

2）静岡国道事務所及び藤枝警察署による合同パトロール

1）2）は谷稲葉IC上り（静岡市）方面オンランプにて実施

3）静岡国道事務所、藤枝警察署及び藤枝市による合同啓発活動

谷稲葉うぐいすパーキング利用者へ、3機関連名の啓発チラシ（別紙3）の配布等

○ 谷稲葉ICのゴミのポイ捨て対策：別紙2

■ 配布先

静岡県政記者クラブ、藤枝市記者クラブ

■ 解禁指定

平成31年1月17日（木）12時以降

■ お問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所

副所長 やまだ ひろゆき 山田 裕行

管理第一課長 こんどう さだよし 近藤 禎義

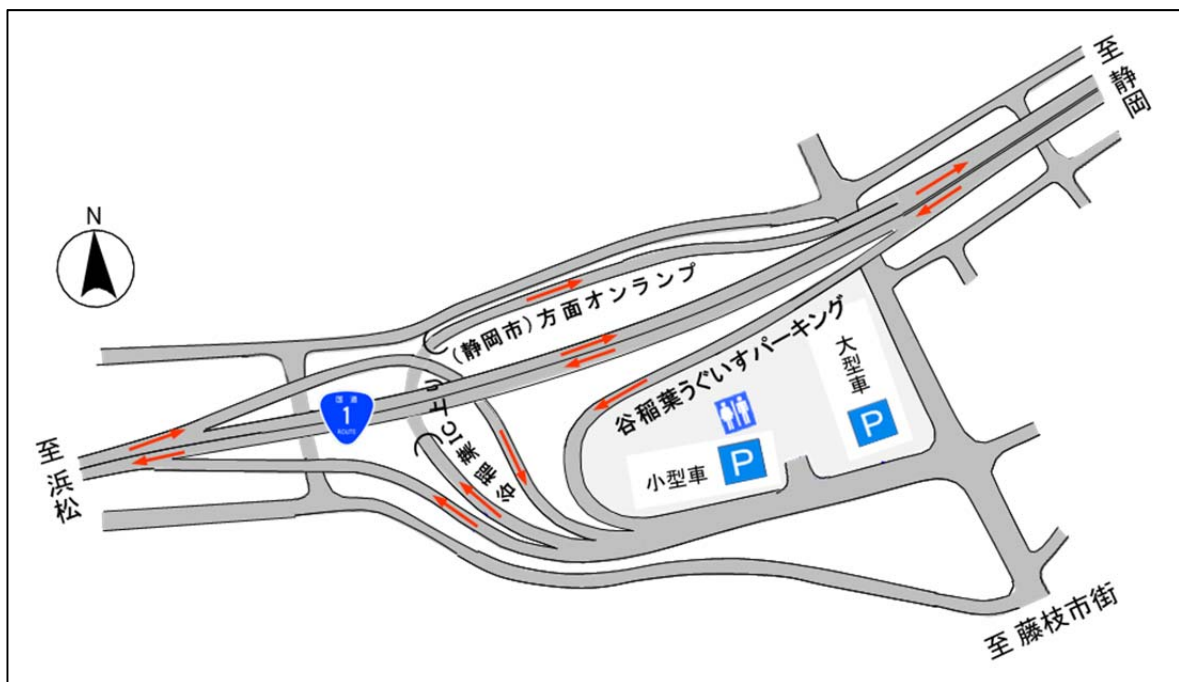
電 話 054-250-8900 ファックス 054-250-8911

道路の異常を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

位置図



谷稲葉IC 詳細図



静岡国道若手職員プロジェクトチームによる取組

1. 谷稲葉ICのゴミのポイ捨て現状把握及び対策検討



2. 谷稲葉ICのゴミのポイ捨て状況調査 (対象: H30.9.27~10.9の間に捨てられたゴミ)



3. 谷稲葉ICのゴミのポイ捨て状況調査 (対象: H30.10.18~10.31の間に捨てられたゴミ)



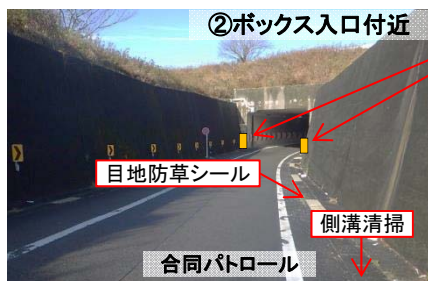
4. 谷稲葉ICのゴミのポイ捨て対策の検討



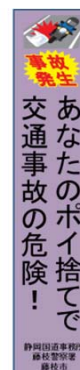
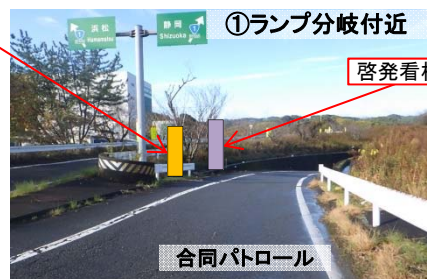
谷稲葉ICゴミのポイ捨て対策



谷稲葉IC



監視中看板設置



谷稲葉ICのゴミのポイ捨て状況調査 (ゴミを捨てられた箇所の傾向)

谷稲葉ICのゴミのポイ捨て対策 (谷稲葉IC上り方面オンランプ)

運転席側にゴミが多い。

※ゴミの多い運転席側に対策を集中する

草の生えている、捨てても目立たない箇所に、ゴミがポイ捨てされる(一方、除草した箇所はゴミが減少)。

- ・側溝清掃
- ・側溝目地の対策(目地防草シート)

外部から死角となり、暗い箇所(ボックス内・ボックス前後)でゴミがポイ捨てされる。

- ・ボックス内照明のLED化
- ・ボックス内の壁面清掃
- ・ゴミのポイ捨て監視中看板の設置

全体として、ゴミのポイ捨ては減っていない(ドライバーのマナーの問題)。

- ・啓発看板の設置
- ・静岡・藤枝警察署・藤枝市の合同啓発活動
(啓発チラシ・ポスターの配布・掲示【別紙3】)
- ・静岡・藤枝警察署・藤枝市の合同パトロール

谷稲葉IC「ゴミ」0へ

～国道1号谷稲葉ICの「**ポイ捨て問題**」はご存じですか??～

撮影場所：国道1号谷稲葉IC（上り方面流入口）



撮影場所：国道1号谷稲葉IC（上り方面流入口）

ここは藤枝市の玄関口！

私たちは諦めません。問題がなくなるまで。

立ち止まって考えてみませんか！！

- ポイ捨ては景観を損ねるだけでなく、交通の妨げとなるゴミもあります。
- 実際に道路上のゴミにより、事故に繋がったケースも発生しています。
- これらは落とし主の責任であり、一人一人の意識の向上が必要です。
- 「自分は大丈夫」では、問題はなくなりません。
- 安全に通行するために、きれいな環境をつくりあげていくことが大切です。
- あなたの捨てた物は、「誰かが拾わなければ」いけません。
- 谷稲葉ICに限らず、どこの道路でも同じ問題です。

○静岡国道事務所職員によるゴミの回収・分別等の様子



回収したゴミの様子

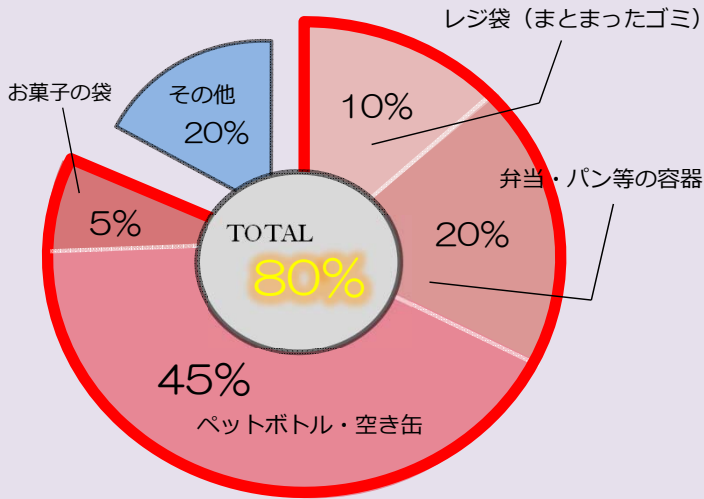


回収したゴミの分別作業



ペットボトル内の液体処分

谷稲葉 I C のゴミの種類について



調査対象：国道1号谷稲葉IC上り方面オンランプ（流入口）で、平成30年10月18日～10月31日の間に捨てられたゴミ

- 谷稲葉ICでポイ捨てされたゴミの種類を調査したところ、産業廃棄物ではなく、**個人が車中食したと思われる飲食物のゴミ（弁当の空き容器やペットボトル）がおよそ80%もありました。**
(※ペットボトルの約20%は、排泄物と思われる液体が入っていました。)
- ゴミの中には、**カッターナイフやガラス瓶等**もあり、通行車両に対しても**危険を及ぼしかねません。**
- 谷稲葉ICに限らず、知人・友人等で道路等でポイ捨てをしている人がいたら、やめるように促しましょう。



ゴミのポイ捨ては、犯罪行為です。

※道路上でのゴミのポイ捨ては、様々な法令等により罰せられる可能性がある行為（=犯罪行為）です。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条14号 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者。

罰則 ・5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその両方



■ 軽犯罪法

第1条 左の各号の1に該当する者は、これを拘留または料りに処する。

27号 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者。

罰則 ・(刑法)拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する
料金は、1000円以上1万円未満とする



■ 道路交通法

第76条第4項 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

4号 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両などを損傷するおそれのある物件を投げ、または発射すること。

5号 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両などから物件を投げること。

罰則 ・5万円以下の罰金



■ 道路法

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

第1項 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

罰則 ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



■ 藤枝市まちをきれいにする条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市民及び市内に滞在する者又は通過する者をいう

第11条 市民等、事業者及び所有者等は、ごみのポイ捨てをしてはならない。

罰則 ・3万円以下の過料を科する

